

白 山 国 立 公 園
管 理 計 画 書

平成 2 3 年 1 0 月
中部地方環境事務所

目 次

第 1	白山国立公園の概況	1
1	白山国立公園の概要	1
2	白山国立公園の指定及び計画の経緯	2
(1)	公園区域	
(2)	保護計画	
(3)	利用計画	
第 2	管理の基本的方針	3
1	管理計画作成方針	3
2	管理計画区設定方針	3
3	北部白山管理計画区	5
(1)	管理計画区の概況	
(2)	管理方針	
(3)	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(4)	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(5)	地域の開発、整備に関する事項	
(6)	土地及び事業施設の管理に関する事項	
4	中部白山管理計画区	1 4
(1)	管理計画区の概況	
(2)	管理方針	
(3)	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(4)	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(5)	地域の開発、整備に関する事項	
(6)	土地及び事業施設の管理に関する事項	
5	南部白山管理計画区	2 4
(1)	管理計画区の概況	
(2)	管理方針	
(3)	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(4)	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(5)	地域の開発、整備に関する事項	
	別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針	2 9
第 3	適正な公園利用の推進に関する事項	3 3
1	基本方針	
2	自然解説に関する事項	
3	エコツアーリズムに関する事項	
4	人材育成に関する事項	
5	利用者の指導等に関する事項	
6	公園利用のルールに関する事項	
第 4	地域の美化修景に関する事項	3 6
1	美化清掃等	
2	修景緑化	
第 5	その他	3 7
1	指定植物一覧	
2	特定外来生物（植物）及び要注意外来生物リスト（植物）一覧	
3	申請書等の経由ルート	
4	公園事業決定一覧	
5	白山国立公園管理計画検討経緯	
6	白山国立公園管理計画検討会名簿	

第1 白山国立公園の概況

1 白山国立公園の概要

白山国立公園は、富山、石川、福井及び岐阜の4県にまたがり、白山連峰一帯を含む公園である。白山は、雪をかぶった純白の印象から古くは「越のシラネ」とも呼ばれ養老元年（717年）に越前の泰澄大師が開山した信仰の山として、また、富士山、立山と並ぶ日本三名山（三霊山）の一つとして知られている。

主峰の御前峰（2,702m）を中心に、大汝峰（2,684m）、剣ヶ峰（2,677m）が山頂部を形成し、付近に散在する翠ヶ池、紺屋ヶ池、千蛇ヶ池など新白山火山の火口湖とあいまって、優美な火山風景を展開している。

残雪の多い高山帯、亜高山帯には、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ、ハクサンユザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンシャクナゲなど、白山にちなんだ名前の植物も多く、また、クロユリ、チングルマなど豊富な高山植物が咲き誇り、見事なお花畑が広がっている。

山腹の標高約500m～約1,500mにはブナ林が広く分布し、谷沿いにはトチノキやサワグルミの林が見られ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルなどの大型哺乳類や、イヌワシ、クマタカなどの希少な大型猛禽類が生息する野生動物の良好な生息地となっている。

このように、我が国有数の自然性の高い地域であることから、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）による「人間と生物圏計画（MAB）」において生物圏保存地域に指定されているとともに、国指定鳥獣保護区、文化庁のカモシカ保護地区、林野庁の森林生態系保護地域にも指定されている。

冬の白山は、北西の季節風がもたらす豪雪に覆われ、山頂付近では10mを超える積雪がある。この多雪こそが白山の自然を形作る大きな要因の一つであり、山麓部の豊かな恵みと、雪国の独特な景観を醸成している。

本公園の利用者の大半は、昭和52年に開通した尾口白川線道路（車道）（通称：白山スーパー林道）沿線の展望や自然探勝と、美しい苔で有名な勝山市の平泉寺白山神社の歴史探訪を目的とし、その他に大白川や桂のダム湖周辺の自然散策や中宮、岩間、鳩ヶ湯などでの温泉利用がある。

登山利用としては、別当出合から白山頂上部へ至る別当出合弥陀ヶ原線道路（歩道）（通称：砂防新道）及び別当出合室堂線道路（歩道）（通称：観光新道）と、大白川から白山頂上部へ至る白山大白川線道路（歩道）（通称：平瀬道）の利用が多い。

本公園の利用者数は年間約109万人（平成19年）であり、このうち登山利用は約6万人（平成19年度）である。

近年では、登山道や公園事業施設周辺においては、従来白山国立公園に生育していない外来植物の分布拡大や在来植物との交雑種の発生、山岳トイレのし尿処理や維持管理上の問題などの課題がある。

2 白山国立公園の指定及び計画の経緯

(1) 公園区域

昭和37年11月12日（厚生省告示第394号）

区域指定

昭和53年 3月22日（環境庁告示第7号）

区域変更（再検討）

(2) 規制計画（保護規制計画）

昭和37年11月12日（厚生省告示第397号～398号）

特別地域及び特別保護地区の指定

昭和39年 2月28日（厚生省告示第67号）

特別保護地区の追加

昭和53年 3月22日（環境庁告示第9号）

特別地域及び特別保護地区の一部変更（再検討）

昭和61年 9月12日（環境庁告示第34号）

特別地域の一部変更（第1次点検）

(3) 事業計画（保護施設計画、利用施設計画）

昭和37年11月12日（厚生省告示第396号）

全体計画の決定

（以降逐次追加）

昭和53年 3月22日（環境庁告示第8号）

計画の追加、削除及び変更（再検討）

昭和61年 9月12日（環境庁告示第35号及び36号）

集団施設地区の区域等の指定及び削除並びに計画の追加、

削除及び変更（第1次点検）

平成 7年12月22日（環境庁告示第92号）

集団施設地区の変更及び計画の追加

平成21年10月28日（環境省告示第50号）

計画の追加、削除及び変更（第2次点検）

第2 管理の基本的方針

1 管理計画作成方針

白山国立公園は、昭和37年11月に指定された。その後、昭和53年3月に公園計画の再検討が行われ、昭和61年9月には公園計画の第1次点検、平成7年12月には公園計画の一部変更、平成21年10月には公園計画の第2次点検が行われて今日に至っている。

本管理計画は、本公園の優れた自然景観の保護と適正な利用を推進するため、従来の管理計画を基に、平成21年10月に告示された公園計画及び社会情勢の変化に対応するとともに、国立公園の資質の維持向上及び適正な利用の促進を図る観点から作成したものである。

なお、作成に当たっての基本方針は次のとおりである。

- (1) 自然環境、風致及び景観の適正な管理を図る。
- (2) 主要展望地点からの眺望、特に白山主峰への眺望を保全するため、展望地点とその眺望対象を特定し、その保全方針を定める。
- (3) 国立公園の適正な利用を推進するために必要な活動やネットワーク体制の確立を提案するとともに、体験型の野外活動、自然観察会、情報提供等を通してエコツーリズムの積極的な展開を図る。

2 管理計画区設定方針

本公園の自然条件、利用形態、管理体制等を考慮し、次の3管理計画区に区分する。

(1) 北部白山管理計画区

本公園の北部に当たり、ブナ林を主体とした森林生態系が豊かな地域である。大型哺乳類やイヌワシなどの野生動物の生息密度が高いことが特徴である。

利用拠点としては、中宮温泉地区や桂地区にビジターセンターが整備され、尾口白川線道路（車道）（通称：白山スーパー林道）沿線からの展望利用が多いことが本計画区の特徴となっている。

(2) 中部白山管理計画区

白山主峰を中心とした本公園の核心地域であり、原生的な高山地域の自然環境を有する。

市ノ瀬から白山室堂を経て山頂に至る登山道周辺は、本公園の利用の中心地域であり、市ノ瀬ビジターセンター等の利用拠点が整備されている。また、東海北陸自動車道の全線開通に伴い、岐阜県側からの白山大白川線道路（歩道）（通称：平瀬道）も利用者が増加している。

(3) 南部白山管理計画区

本公園の南西部に当たり、白山を分布の西限とする高山植物のお花畑が見られる。

越前禅定道や美濃禅定道等の白山信仰に関わる古道や平泉寺白山神社、白山中居神社等の歴史的遺構や建造物等、白山信仰に関わる文化的遺産も多く、山麓周辺部の探勝利用が多い。また、山頂部への縦走路は、白山周辺の各峰への登山に利用されている。

白山国立公園管理計画区分図

北部白山管理計画区

中部白山管理計画区

南部白山管理計画区

1 : 200,000

0 5 10 15 20 キロメートル

3 北部白山管理計画区
 (1) 管理計画区の概況

範 囲	富山県南砺市、石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村の各一部	
面 積	約15,000ha (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 規 制 計 画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	
利 用 施 設 計 画	1 集団施設地区 中宮温泉集団施設地区 2 道路(車道) 尾口白川線、桂線 3 道路(歩道) 白山北山稜線、桂大笠山ブナオ峠線、三方岩岳線、中宮道線、三方崩山線 4 単独施設 園地 桂、三方岩岳、瓢箪谷上、瓢箪谷下、蛇谷 野営場 桂 博物展示施設 桂	
自 然 の 概 要	標 高	約500m～2,150m
	地 形 ・ 地 質	まなこの頭(2,124m)から北東に走る稜線は、石川、岐阜県境として三方岩岳、 ^{おいずる} 笈ヶ岳へと続く。笈ヶ岳より富山、石川県境として大笠山を経て、医王山まで続く主脈となっている。 また、境川、 ^{おたに} 雄谷、 ^{じやたに} 蛇谷等に発達したV字谷が見られる。地質は、主として濃飛流紋岩類からなる。
	動 植 物	標高約1,600mまでは、ブナを中心とする落葉広葉樹林となっており、そこから上部は、ダケカンバ、オオシラビソを主とする亜高山帯樹林である。稜線部の一部には高山植物群落が見られる。ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の大型哺乳類の生息密度が高く、鳥類ではヒガラ、キビタキ等の森林性鳥類のほかイヌワシ等の猛禽類が生息する。また、山地帯にはアサマシジミ等の昆虫類が見られ、生態系のバランスが良く保たれている。
利 用 の 概 要	主要拠点の年間利用状況	桂湖周辺：約0.5万人 尾口白川線道路(車道)(通称：白山スーパー林道)：約40万人 中宮温泉集団施設地区：約2.6万人
	主な利用期間	5月～11月(冬季道路閉鎖)
	利 用 施 設	道路(車道)事業、道路(歩道)事業、宿舎事業、野営場事業、園地事業、博物展示施設事業、避難小屋(歩道付帯施設)

(2) 管理方針

尾口白川線道路（車道）（通称：白山スーパー林道）沿線からの白山主峰の眺望、周辺の溪谷、姥ヶ滝等の滝、広大なブナ林等の景観が優れており、また、野生動物の生息密度の高い地域でもある。尾口白川線道路（車道）、中宮温泉及び桂地区が利用の中心になっており、原始的な自然環境の保全に配慮しながら利用を促進するため、以下を管理の基本的方針とする。

1) 保護に関する方針

- ① ブナを主とする広さとまとまりを持った温帯性落葉広葉樹林が成立し、野生動物が高密度に生息している原始的な自然環境を保全するため、新たな開発については慎重に検討する。
- ② 希少な高山植物をはじめ、白山国立公園の自然環境に関する情報収集に努めるとともに、生態系保全のために必要な調査の実施について検討する。
- ③ オオシラビソ林の劣化や、地球温暖化による影響が指摘されている高山植物群落のササ草原化については、今後の推移について注視する。
- ④ 尾口白川線道路（車道）沿線では、法面等の緑化、道路構造物その他道路沿線の施設の設置等に際して、景観保全に十分配慮する。
- ⑤ 登山口、登山道沿線、尾口白川線道路（車道）沿線等において、オオバコ、フランスギク、セイヨウタンポポ等の外来植物の侵入が著しいことから、外来植物対策について検討実施する。
- ⑥ 展望機能を有する利用施設にあっては、展望機能を損なわないよう適切な維持管理を行う。

2) 利用に関する方針

- ① 中宮温泉ビジターセンター、桂湖ビジターセンター及び石川県白山自然保護センターを中心に、周辺の優れた自然環境及び野生生物とのふれあいを考慮した環境教育の推進を図る。また、ブナオ山観察舎等周辺の活動施設と連携するなど、幅広い環境教育の推進を図る。
- ② 尾口白川線道路（車道）沿線において、白山主峰や北アルプス等を望む好展望地、瓢箪谷上園地などの主要な興味地点での適正な利用施設の整備を進め、多様な自然体験利用の推進を図る。
- ③ 温泉保養の利用者が多い中宮温泉では温泉保養地としての雰囲気維持に努める。

(3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1) 保全対象及び保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行う。

保全対象	概要	保全方針
野生動物	ツキノワグマ等中大型哺乳類 イヌワシ等猛禽類	自然度が高く多様性に富む広い生息域を必要とするツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の中大型哺乳類やイヌワシ、クマタカ等の猛禽類の生息環境の保全に努める。
	ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、アサマシジミ、ゴマシジミ等高山、亜高山性昆虫	孤立分布する高山、亜高山性昆虫の生息状況を把握し、人為による環境への影響を極力抑え、生息環境の保全に努める。
お花畑	高山植物群落、雪田植生 〔特保〕	高山植物群落及び雪田植生の生育環境の保全に努める。 利用に当たっては、登山道等利用施設外へ立ち入らないようにするなど、必要な対策を検討する。
ブナ樹林帯 オオシラビソ群落	標高約800m～約1,600mに係る山麓 〔特保、1特、2特、3特〕	白山国立公園を代表する風致景観であるブナ林及び分布の西限として群生するオオシラビソ林の保全に努める。
V字谷景観と滝群	蛇谷、境川、雄谷、蛇谷八景 〔特保、1特、2特、3特〕	長年にわたる水の浸食等によって形成されたV字谷峡谷と周辺に点在する滝群は、白山を代表する特異な地形景観として保全を図る。

2) 主要展望地点及び展望対象

代表的な展望地点と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行う。

主要展望地点	主要展望対象	保全方針
尾口白川線道路(車道)沿線の展望地点(石川県側)	道路沿線から望む白山主峰群	道路沿線から白山主峰群を望む好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。
尾口白川線道路(車道)沿線の展望地点(岐阜県側)	道路沿線から望む北アルプス	道路沿線から北アルプスを望む好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。
桂	桂湖及び背後に望む山岳	桂湖及び背後に望む山岳の好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。

(4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401003号自然環境局長通知）及び「別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針」による。ただし、下表に掲げる事業については、これらに加え、事業ごとに個別の取扱方針を定め、これを適用する。

事業の種類	事業の名称	取扱方針
1 道路 (車道)	尾口白川線 (通称：白山スーパー 林道)	①基本方針 当該車道の年間自動車利用台数が10万台を超えるため、利用上の安全を確保するための施設を充実するとともに、法面緑化等を行い自然環境及び風致景観の保全に十分配慮する。 ②付帯施設の取扱い 散策利用者の快適な利用を確保するため、駐車場、園地、公衆トイレ等の適切な維持管理を行う。
2 園地	中宮温泉	①基本方針 白山国立公園の北部地域の利用拠点であり、尾口白川線道路（車道）利用者の中継地点として、また、中宮温泉等利用者の自然とのふれあいの拠点とする。特に、自然探勝区及び教化施設区を中心に、中宮温泉ビジターセンターと連携した野生生物の観察の場として、既存施設の改善や自然探勝路の整備を行う。 休養園地区では、蛇谷を利用した親水性の園地を整備するほか、野営施設区との間に園路の整備を行う。
	桂	①基本方針 桂湖でのカヌー等、湖を利用した野外レクリエーション活動を進めるとともに、自然探勝、休憩のための園地とする。
	三方岩岳	①基本方針 尾口白川線道路（車道）の中間地点であり、駐車場が整備され利用者も多い。北アルプスの展望地として、周辺植生の保護に留意した園地とする。
	瓢箪谷上	①基本方針 白山山麓から頂上部への雄大な展望が開けた優れた展望地である。展望機能を維持しつつ、休憩舎等を付帯させた小規模な園地を整備する。また、周辺の植生等に配慮しつつ三方岩岳への連絡園地としての機能を検討する。
	瓢箪谷下	①基本方針 尾口白川線道路（車道）の主要興味地点であるふくべの大滝及び蛇谷の展望園地とする。
	蛇谷	①基本方針 渓谷景観と温泉を楽しむための小規模な園地とする。
3 宿舎	中宮温泉	①基本方針 温泉保養、自然探勝、登山等の利用拠点として既存施設の充実を図る。施設の周辺環境の整備として護岸整備、宿舎前道路の園路化、電柱の撤去等を行う場合は、風致景観の維持に留意する。

		<p>また、中宮温泉ビジターセンターと連携し、宿泊者への自然情報や利用情報の提供に努める。</p> <p>②規模 建築物の高さは20m以下とする。</p>
4 博物展示施設	中宮温泉 (通称：中宮温泉ビジターセンター・中宮展示館)	<p>①基本方針 北部白山地域の環境教育及び情報提供機能の拠点とする。中宮温泉集団施設地区の利用者及び尾口白川線道路(車道)の利用者に対して、利用情報の提供や自然解説等を行う。また、他の博物展示施設等との連携を図るとともに、その機能の充実を図る。</p>
	桂 (通称：桂湖ビジターセンター)	<p>①基本方針 桂地区の環境教育及び情報提供機能の拠点とする。登山者及び園地、宿舎、野営場等利用者に対して、利用情報の提供や自然解説等を行う。また、他の博物展示施設等との連携を図るとともに、その機能の充実を図る。</p>

2) 許可・届出等取扱方針

特別地域内における取扱方針は次によるほか、下表の取扱によって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401006号自然環境局長通知）

行為の種類	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築	
(1) 建築物	<p>①基本方針 周辺の自然環境に留意しつつ風致景観の維持に努める。</p> <p>②規模、壁面後退 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめ、利用道路からの壁面後退距離は極力確保するものとする。 高さについては必要最小限とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根及び壁面の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないものとするために、次の要件に適合しないものは認めない。 ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れを除く。）とする。ただし、ごく小規模な物置等で風致又は景観上支障がない場合はこの限りでない。 イ 色彩及び材料 ア) 屋根（飾屋根を含む。）の色彩 こげ茶色とする。 ただし、寺社については既存施設と同色とし、自然材料を使用する場合は素材色とする。 イ) 壁面の色彩 茶色系又は灰色系とする。なお、努めて自然材料（素材色）を使用するとともに、地区全体の調和に配慮する。</p> <p>④修景緑化方法 公園事業道路等に面した部分及び隣接地境界に存する樹木は保存する。また、建築物等を隠蔽するために、必要に応じて公園事業道路等に面した部分を中心に、原則として白山地域に自然に分布する種による植栽を行う。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。</p> <p>⑤残土処理方法 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。ただし、自然公園法の許可、認可等を受けた行為に用いる場合はこの限りではない。</p>
(2) 車道	<p>①基本方針 道路通行の安全確保に必要な施設及び必要最小限の付帯施設以外は認めない。 工事に当たっては、支障木の伐採や土工量を必要最小限にとどめる。</p>

野生動物の移動に支障となる構造にならないよう配慮する。

②付帯施設の取扱い

車両用防護柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむを得ずガードレールを用いる場合は、こげ茶色、暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。

③法面処理方法

モルタル吹き付けは、道路の安全確保上代替工法がない場合に限りに認める。

緑化可能な法面は極力緑化に努めることとし、原則として白山地域に自然に分布する種を使用する。ただし、自然に分布する種による緑化が困難である場合は、周辺植生への影響に配慮しながら他の緑化方法を採用する。

ロックネット及びロックフェンスの色彩は、こげ茶色、暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。

擁壁は、利用者から望見される部分については原則として自然石積み又は自然石張りとする。やむを得ず、自然石を模したブロック又は自然石積みを模した型枠を使用する場合、自然石を模した着色とし、擁壁の小口部分も同様の仕上げとするか、小口面を見せないよう配慮する。また、やむを得ず、法枠工を使用する場合、法枠内は緑化基盤材の吹き付けによって現地植生の種子を待ち受ける工法とし、種子や苗の植生による緑化は行わない。

④残土処理方法

原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。ただし、自然公園法の許可、認可等を受けた行為に用いる場合はこの限りでない。また、やむを得ず国立公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合しないものは認めない。

ア 風致上及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。

イ 土砂を流失又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。

ウ 処理跡地は、原則として白山地域に自然に分布する種による植栽を行う。ただし、防災上の目的等で代替できる他の手段がない場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。

⑤修景緑化方法

ア 景観上重要な樹木及び貴重な植物群落は、そのまま保存する。ただし、部分的にやむを得ず現場で保存できない場合には、移植の方法を検討し、保存策を講じる。その他の支障木についても、移植可能なものは、できるだけ移植する。

イ 種子吹付の場合は、原則として白山地域に自然に分布する種を使用する。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。

ウ 工作物等の隠蔽のため等、修景植栽を行う場合は、現地で生産された苗木を用いる。

(3) 電柱等

①基本方針

主要展望地点、道路等からの景観に配慮し、展望に支障となる位置については地下埋設とする。

電力線、電話線、その他の線が平行する場合は共架とする。

②色彩

茶色系とする。ただし、既に他の色で着色された路線の一部を改築する場合はこの限りではない。

<p>(4) 治山砂防施設</p>	<p>①基本方針 周辺の自然環境に留意しつつ風致景観の維持に努める。</p> <p>②意匠・構造 主要展望地点、道路等の利用者から望見される工作物の表面は、自然石や木材などの自然材料又は自然石を模して着色したブロック等を使用することとし、鋼製部分については暗灰色又はこげ茶色とする。ただし、利用者が展望する場合に遠望となるなど、景観上特に支障がない場合はこの限りではない。 工事に伴う仮工作物についても環境保全に配慮し、工事完了後は速やかに撤去する。</p> <p>③修景緑化方法 工事に伴う改変地の修景緑化においては、原則として白山地域に自然に分布する植物種を使用する。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>①基本方針 ア 通常の森林施業・森林管理にかかるもの、工事に伴うもの、施設の管理に伴うもの及び安全確保上必要なもの以外は認めない。 イ 防災の観点から、伐採木は適正に処理されるものであること。</p>
<p>3 広告物等</p>	<p>①基本方針 ア 主要展望地点、公園事業道路等からの景観に留意するとともに適切な維持管理を指導する。 イ 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめ、同一目的を持つものは統合して設置することを指導する。 ウ 電柱等への掲出は認めない。</p> <p>②色彩及び材料 ア 主要材料は、木材、石材等の自然材料とする。 イ 色彩は、自然材料の素材色又はこげ茶色とし、文字は主として白色又は黒色とするが、白色又は黒色以外に周辺の風致景観になじむ場合はこの限りではない。</p>
<p>(1) 慰霊碑等</p>	<p>①基本方針 登山道より上部の山岳地帯においては認めない。</p>
<p>(2) 営業広告物等</p>	<p>①基本方針 事業施設敷地以外では認めない。照明は、外部からの白色系光とする。</p>
<p>4 学術研究のための植物の採取・損傷、動物の捕獲・殺傷、土石の採取</p>	<p>①基本方針 白山国立公園内の動植物、地質等の状況を把握することに資するものであって、必要と認められるもの以外は認めない。また、当該許可に係る研究成果の提出を求めることとする。</p>

(5) 地域の開発、整備に関する事項

1) 計画・方針

利用施設の計画に当たっては、国立公園の自然環境の保護と快適で安全な利用の両面を勘案したうえで、必要性の高いものについて、利用形態や地域特性に適合した整備を行う。整備箇所の選定は利用者の安全性、快適性及び生物多様性の保全に配慮する。特に、規模・構造等の検討において、計画地点の生態系をかく乱しないよう十分に配慮する。

2) 施工方法等

施工に当たっては、資材置場の集約や仮工作物の設置を最小限にするなど周辺の自然環境への影響を極力少なくすること。特に新規に整備する施設については、個々の施設の位置や区間に応じて工法を詳細に検討し、周辺の風致景観との調和に配慮する。

3) 情報共有

計画・設計・施工の各段階を通じて、国、県、関係市村（←関係する「町」はないため削除）、関係機関・団体等が連携して情報交換に努める。

(6) 国有財産の管理に関する事項

1) 中宮温泉集団施設地区

・中宮温泉ビジターセンター

石川県に対して国有財産の使用許可を与え、隣接する中宮展示館（石川県施設）とともに石川県白山自然保護センターによって管理・運営されている。中宮温泉集団施設地区及び尾口白川線道路（車道）の利用者に対して、利用情報の提供、自然解説等が効果的に行われるように石川県と連携調整しつつ管理する。また、安全で快適な利用のため、定期的に施設の点検維持管理を行う。

整備年度 昭和46年～49年

規模 R C造 一部中二階建て 664.91㎡

敷地 5948.72㎡（石川県より借地）

4 中部白山管理計画区
 (1) 管理計画区の概況

範 囲	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村の一部	
面 積	約24,000ha (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 規 制 計 画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	
保 護 施 設 計 画	植生復元施設 (別当出合大汝峰)	
利 用 施 設 計 画	1 集団施設地区 市ノ瀬集団施設地区 2 道路 道路 (車道) 尾口白川線、新岩間温泉線、市ノ瀬線、大白川線 道路 (歩道) 新岩間道線、新岩間温泉小桜平線、噴泉塔線、中宮道線、砂御前山鳴谷山線、三方崩山線、白山釈迦岳線、別当出合室堂線、別当出合弥陀ヶ原線、高飯場南竜ヶ馬場室堂線、弥陀ヶ原線、白山南山稜線、白山大白川線、市ノ瀬別山線、三ツ谷赤兎山線、三ツ谷杉峠線、加賀禪定道線、市ノ瀬慶松平線 3 単独施設 園地 新岩間温泉、岩間温泉、噴泉塔、大白川、白山室堂、南竜ヶ馬場、三ツ谷、別当出合、根倉谷、岩屋俣谷 宿舎 新岩間温泉、大白川、白山室堂、南竜ヶ馬場 野営場 大白川、南竜ヶ馬場 排水施設 南竜ヶ馬場 博物展示施設 白山室堂	
自 然 の 概 要	標 高	約500m～2,702m
	地 形・地 質	白山の最高峰である御前峰を始め火山活動によってできた山々が多く、山頂部には火口湖が点在する。このうち千蛇ヶ池では、万年雪が見られる。 山頂部より白山火山の噴出物が広がり、ここを流れる水はV字形の溪谷を作り各所に滝を見せている。 山麓部には、温泉や国指定特別天然記念物の岩間の噴泉塔群が存在する。 手取川水系や大白川水系の谷には、中生代の手取層群が分布し動物化石や植物化石を産し、学術的にも貴重な存在である。 地質は、手取層群の堆積岩や濃飛流紋岩類等が基盤にあり、上部を白山火山の噴出物が覆っている。
	動 植 物	山麓部には二次林やスギ人工林が見られるが、標高約1,600mまではブナ帯で、大白川沿いにはドロノキの純林も見られる。場所によっては標高約1,700mまでブナの原生林が広がっている。尾根筋はクロベ、キタゴヨウ、ヒノキ等の針葉樹林となっている。標高約1,600m～約2,400mにかけてはダケカンバやオオシラビソ

		<p>が生育し、標高2,000m以上の山域にはハイマツ群落等の高山植物群落が見られ、それが山頂直下まで広がって各所にお花畑を形成している。</p> <p>動物について特筆すべきものとしては、ブナ帯を中心にツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息する。山地帯にはヒガラ、キビタキ等の森林性の鳥類が豊富で、高山帯にはイワヒバリ、カヤクグリ等が生息している。なお、平成21年度には白山では絶滅したとされていたライチョウが確認されている。高山帯に見られるクモマベニヒカゲ等の昆虫類、オコジョ、アズミトガリネズミ等の哺乳類は、島状の孤立分布地となっている。</p> <p>全般に、山麓から山頂にかけて原生的な自然環境が保たれている。白山以西に2,000mを超す山岳がなく、山地として独立しているため、高山帯に生息生育する動植物には、分布の西限の種が多く、また、積雪も非常に多いことから、豪雪地に特徴的な生物相が見られる。</p>
	人 文	<p>古くから信仰の山で山麓より信仰を対象とした遺跡があり、山頂部には白山比咩神社の奥宮がある。</p> <p>大白川の白水湖は、大白川ダムにより生まれた人造湖である。</p>
利 用 の 概 要	主要拠点の年間利用状況	<p>白山登山（主要路線）：約2.4万人 市ノ瀬集団施設地区：約2.2万人 大白川地区：約1.9万人</p>
	主な利用期間	5月～11月
	利用施設	<p>道路（車道）事業、道路（歩道）事業、宿舎事業、野営場事業、園地事業、排水施設事業、博物展示施設事業、避難小屋（歩道付帯施設）</p>

(2) 管理方針

白山主峰を中心とした白山国立公園の核心部であり、また、登山利用の中心地域でもあることから、高山植物の保護など自然環境の保全を図るとともに、各利用拠点の機能を充実するため、以下を管理の基本的方針とする。

1) 保護に関する方針

- ① 利用者の多い白山室堂及び南竜ヶ馬場周辺での高山植生の保護のため、登山道及び保護柵の適正な整備及び維持管理を行う。また、必要に応じて植生復元に努める。特に、白山室堂から白山山頂に至る登山道周辺では、植生復元施設の適切な維持管理を行う。
- ② 希少な高山植物をはじめ、白山国立公園の自然環境に関する情報収集に努めるとともに、生態系保全のために必要な調査の実施について検討する。
- ③ オオシラビソ林の劣化や、地球温暖化による影響が指摘されている高山植物群落のササ草原化については、今後の推移について注視する。
- ④ チブリ尾根等の山麓部のブナを主とする温帯性落葉広葉樹林の保全を図るため、利用の状況等に応じた登山道の適切な整備及び維持管理を行う。
- ⑤ 登山口、登山道沿線、白山室堂、南竜ヶ馬場等において、オオバコ、セイヨウタンポポ等の外来植物の侵入が著しいことから、外来植物対策について検討、実施する。
- ⑥ 展望機能を有する利用施設にあっては、展望機能を損なわないよう適切な維持管理を行う。

2) 利用に関する方針

- ① 白山室堂、南竜ヶ馬場及び市ノ瀬の各ビジターセンター、別当出合休憩舎、白山国立公園センター等の役割分担及び連携を図る。
市ノ瀬ビジターセンター及び別当出合休憩舎は、核心地域への導入部としての情報提供機能と、白山山麓部での自然ふれあいのための利用拠点としての機能の充実を図り、白山室堂ビジターセンター及び南竜ヶ馬場ビジターセンターでは、登山利用者への情報提供及び環境教育の機能充実を図る。
また、大白川地区についても白山登山、温泉、キャンプ等の利用拠点として適切に機能するよう充実を図る。
- ② 利用の快適性の向上のため、老朽化した避難小屋の補修及び再整備並びに宿舎等の排水処理対策の改善に努める。また、安全確保のために関係機関が連携する。
- ③ 山頂部への利用集中を緩和するため、岩間地区等の山麓部並びに赤兎山等の周辺山岳部への利用分散策を検討し、必要に応じて適切な施設整備を検討する。
- ④ 週末に集中する登山利用者の分散化を図るため、山岳部の宿舎事業で行っている予約制を引き続き実施する。

(3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1) 保全対象及び保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行う。

保全対象	概要	保全方針
野生動物	ツキノワグマ等中大型哺乳類 イヌワシ等猛禽類	自然度が高く多様性に富む広い生息域を必要とするツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の中大型哺乳類やイヌワシ、クマタカ等の猛禽類の生息環境の保全に努める。
	ヤマネ、オコジョ、ライチョウ等及びベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、ゴマシジミ、カオジロトンボ等の亜高山、高山性昆虫等高山性孤立分布種	孤立分布する高山又は亜高山性動物の生息状況を把握し、人為による環境への影響を極力抑え、生息環境の保全に努める。
お花畑 ハイマツ群落	高山植物群落、雪田植生、ハイマツ群落 〔特保〕	高山植物群落、雪田植生及びハイマツ群落の生育環境の保全に努める。 利用に当たっては、登山道等利用施設外へ立ち入らないようにするなど、必要な対策を検討する。
白山頂上部の火口湖	翠ヶ池、千蛇ヶ池、紺屋ヶ池等 〔特保〕	翠ヶ池を始め山頂部には火山活動によって形成された火口湖が複数点在している。これらは白山を形成する特異な地形として、十分な保全を図る。
岩間の噴泉塔群	岩間の噴泉塔群 〔特保〕	温泉の噴出により含有する成分が長い年月を経て形成した噴泉塔群は、特異な景観として、十分な保全を図る。
ブナ樹林帯	標高約800m～約1,600mに係る山麓 〔特保、1特、2特、3特〕	白山国立公園を代表する風致景観であるブナ林の保全に努める。
雪渓と周氷河地形	千蛇ヶ池、水屋尻雪渓、万才谷雪渓、ヒルバオ雪渓、階状土 〔特保〕	大量の積雪がある白山では、万年雪の千蛇ヶ池をはじめとして、その谷部に雪渓が残り特異な地形景観を形成している。これらは白山の特徴的な景観として、十分な保全を図る。

2) 主要展望地点及び展望対象

代表的な展望地点と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行う。

主要展望地点	主要展望対象	保全方針
別当出合園地 岩屋俣谷園地	白山主峰群	白山山麓に整備された展望園地であり、白山主峰群を望む好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。

<p>別当視き 中飯場 弥陀ヶ原</p>	<p>登山道沿線から望 む白山主峰群</p>	<p>登山道沿線から白山主峰群を間近に望む好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。</p>
<p>大白川</p>	<p>白山主峰群 白水湖 白水の滝</p>	<p>ブナ、ドロノキ等の天然林と山林内に広がる湖面と背後の白山主峰群を望む好展望地であるとともに、日本屈指の名瀑である白水の滝を望む利用拠点として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。</p>

(4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401003号自然環境局長通知）及び「別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか、下表の取扱によって運用する。ただし、下表に掲げる事業については、これらに加え、事業ごとに個別の取扱方針を定め、これを適用する。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	新岩間温泉線	①基本方針 新岩間温泉に通じる唯一の県道である。 多雪地帯の急峻な山岳道路であるため、利用者の安全と風致景観に配慮した必要最小限の道路整備を行う。
	市ノ瀬線 (通称：県道白山公園線)	①基本方針 白山への登山利用のための最も主要な道路である。 市ノ瀬までの間については、利用者の安全と風致景観に配慮しつつ、円滑な利用動線の確保を図る。市ノ瀬～別当出合間については、車両の待避及び安全確保に必要な道路整備を行う。なお、線形改良等によって道路敷として不要となった箇所は修景緑化については、別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針の1 道路(車道)の取扱方針⑤に従う。
	大白川線 (通称：県道白山公園線)	①基本方針 岐阜県側からの白山登山の主要道路である。 急峻な山岳道路であることから、落石や法面崩壊のおそれがあるため、利用者の安全と風致景観に配慮した必要最小限の道路整備を行う。
2 道路 (歩道)	別当出合室堂線 (通称：観光新道) (殿ヶ池避難小屋)	①基本方針 登山者の多くが利用する路線であり、中高年登山者が多いことから、周辺植生を保全しつつ安全対策に十分配慮した整備を行う。
	別当出合弥陀ヶ原線 (通称：砂防新道) (中飯場休憩施設、甚之助避難小屋)	①基本方針 白山主峰へのメインルートとして、登山者の大半が利用する路線である。中高年登山者が多いことから、周辺植生を保全しつつ安全対策に十分配慮した整備を行う。
	高飯場南竜ヶ馬場室堂線 (通称：南竜道、展望歩道)	①基本方針 北アルプス方面への展望と高山植物が多いことから登山者に人気のある路線である。登山道は尾根筋が主体であり登山者の踏み込み等による歩道の拡大及び雨水による土壌浸食の防止に配慮した整備を行う。
	弥陀ヶ原線 (通称：エコーライン)	①基本方針 高山植物が多く緩勾配な路線であり、登山者の踏み込み等による歩道の拡大、裸地化及び雨水による土壌浸食の防止に配慮した整備を行う。

	白山大白川線 (通称：平瀬道) (大倉山避難小屋)	①基本方針 岐阜県側から白山への主要登山道である。高山植物等貴重な植生を守るため、登山者の踏み込み、雨水による土壌浸食の防止に配慮した整備を行う。
3 園地	市ノ瀬	①基本方針 白山山麓部の利用者の重要な拠点の一つであり、市ノ瀬ビジターセンターと一体化した、利用者が手軽に自然散策を楽しめる園地とする。 ②付帯施設の取扱い 駐車場についてはマイカー規制の乗換え基地としても利用できるよう利便性の向上を図る。
	新岩間温泉及び岩間温泉	①基本方針 温泉利用者、噴泉塔探勝者等を対象に、周辺の優れた樹林を活用した散策や休憩のための園地とする。
	大白川	①基本方針 岐阜県側からの白山登山の起点であり、優れた自然林を生かした自然探勝地として、自然とのふれあいのための施設の整備を行う。
	白山室堂	①基本方針 白山最高峰の御前峰を頂く白山国立公園の核心部である。ハイマツ及び高山植物並びに火口湖群、火山地形等の厳正な保護を図るため、園路周辺への踏み込み防止を目的とした整備を行う。 ②管理方針 白山山頂部の核心地区であり、登山利用も集中することから、歩道等の施設以外への利用者の立ち入りを制限し、登山道、園地等の利用施設外については厳正に保護を図る。また、白山室堂ビジターセンターと一体化した自然フィールドとして適切に利用する。 ③付帯施設（トイレ）の取扱い 下流域の水質保全のため、排水処理対策について留意する。特に、し尿は汲み取り方式でヘリコプターによる搬出を継続するほか、環境に配慮した浄化施設により適正に処理する。
	別当出合	①基本方針 車道の終点に位置することから、白山登山者の大半が利用する登山口であり、主要な利用拠点として登山者への情報提供や別当出合休憩舎での休憩のための園地とする。
	根倉谷	①基本方針 ミズバショウ等の湿性植物や、クリ、ミズナラ等の広葉樹林が主体となっている。白山山麓での自然体験フィールドとしての活用を進めるとともに、湿性植物の保全に留意する。
	岩屋俣谷	①基本方針 市ノ瀬集団施設地区に隣接した良好なブナ林地帯であ

		り、また白山を一望できるポイントとして、良好な森林環境を保全する。また、市ノ瀬ビジターセンターを拠点として、この地域の生態系を理解するための活動プログラムを提供し、より深い観察や自然体験ができる園地とする。
4 宿舎	市ノ瀬	<p>①基本方針 温泉保養や登山の利用拠点として既存施設の充実を図る。</p> <p>②規模 建築物の高さは13m以下とする。</p>
	新岩間温泉	<p>①基本方針 登山の利用基地、温泉保養の場として既存施設の充実を図る。</p> <p>②規模 建築物の高さは13m以下とする。</p>
	大白川	<p>①基本方針 利用の実態に対応し、登山及び温泉保養を目的とした施設を計画的に整備する。</p> <p>②規模 建築物の高さは13m以下とする。</p>
	白山室堂 及び 南竜ヶ馬場	<p>①基本方針 山頂部での登山者の宿泊施設として、既存施設の充実を図る。当該地域は白山山頂部の貴重な高山植物帯にあることから、新たな土地の造成を伴う宿舎の新築は認めない。</p> <p>②規模 建築物の高さは13m以下とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 山岳地の景観に調和させるため丸太組工法などの意匠を取り入れる。努めて自然材料を使用し、屋根の色彩は赤さび色、壁面の色彩は茶色系とする。(屋根及び壁面の色彩については、別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針ではなく、上記の取扱方針に従う)</p> <p>④付帯施設の取扱い 廃棄物については、可燃物はダイオキシン対策に対応した焼却処分とし、不燃物はヘリコプターにより搬出する。 また、し尿は汲み取り方式でヘリコプターによる搬出を継続するほか、環境に配慮した浄化施設により適正に処理する。生活排水についても環境に配慮した浄化施設により処理する。</p> <p>⑤管理運営方法 利用の分散化及び利用者の快適性向上のために実施している宿泊予約制を継続する。 白山室堂ビジターセンター及び南竜ヶ馬場ビジターセンターと連携し、宿泊者への自然情報や利用情報の提供に努める。</p>

5 野営場	市ノ瀬	①基本方針 静かな河畔林の中の良い自然環境を活かした、自然体験が可能な野営場とする。
	大白川	①基本方針 優れた自然林の中にある野営場で、周辺の自然環境の保全に配慮し、白山登山及びファミリーキャンプ利用を対象とした野営場とする。
	南竜ヶ馬場	①基本方針 白山山上にある野営場で、周辺にお花畑の広がる好地に位置しており、整備は既存施設の範囲にとどめ、特に周辺環境の保全に配慮する。 ②管理運営方法 南竜ヶ馬場ビジターセンターを活用し、登山者に山岳の情報やガイドプログラムの提供等を図り、また白山室堂、市ノ瀬等のビジターセンターと連携を行う。
6 排水施設	南竜ヶ馬場	①基本方針 周辺施設から排水される汚水を一括処理する施設として、既存施設の適正な維持管理を行う。
7 博物展示施設	市ノ瀬 (通称：市ノ瀬ビジターセンター)	①基本方針 白山山頂(登山)、山麓部の園地、野営場等の中部白山公園利用者に対し、当該地区の自然、歴史、人文等に関する情報を提供するとともに周辺園地での自然体験活動の拠点として一層の充実を図る。 また、当公園全域の情報収集及び発信拠点としての役割を担う施設として機能の充実を図る。
	白山室堂 (通称：白山室堂ビジターセンター)	①基本方針 当公園の核心部である白山主峰御前峰への登山者のほとんどが利用する最終登山基地であり、ボランティア等の協力を得て山頂部一帯の自然情報の提供や解説・啓発を行う施設として充実を図る。 ②デザイン、色彩、材料 「4 宿舎 白山室堂及び南竜ヶ馬場」の取扱方針に準ずる。
8 植生復元施設	別当出合大汝峰	①基本方針 歩道から外れた登山者の踏圧等により、高山植物群落が荒廃している。また、雨水及び融雪水が登山道に集中したことで、浸食が進んで水路化し、周辺植生地の土壌の流失が広がり、乾燥化等の影響が見られている。こうしたことから整備された既存施設の維持管理を行いつつ、貴重な植生の状況を把握し、必要な対策を行う。

2) 許可・届出等取扱方針

「第2 管理の基本的方針、3 北部白山管理計画区、(4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、2) 許可・届出等取扱方針」と同様に取扱う。

(5) 地域の開発、整備に関する事項

「第2 管理の基本的方針、3 北部白山管理計画区、(5) 地域の開発、整備に関する事項」と同様に取扱う。

(6) 国有財産の管理に関する事項

1) 根倉谷園地、岩屋俣谷園地

根倉谷及び岩屋俣谷の園地については、白山山麓での自然体験フィールドとして活用するため、利用者の安全確保を図りつつ、展望地点や自然体験活動を行う場として適切な維持管理を行う。

①土地

- ・根倉谷 環境省所管地 5.90ha (平成9年3月24日購入)
- ・岩屋俣谷 環境省所管地 69.89ha (平成10年3月27日購入)

2) 市ノ瀬集団施設地区

・市ノ瀬ビジターセンター

市ノ瀬ビジターセンターの建築物については、石川県との協定に基づき石川県白山自然保護センターによって管理されている。白山への登山者、周辺の園地や野営場等の利用者に対して、利用情報の提供や自然解説等が効果的に行われるように石川県と連携、調整しつつ管理する。また、安全で快適な利用のため、定期的に施設の点検し、維持管理を行う。

①土地

- ・市ノ瀬ビジターセンター敷地 792.34㎡ (平成12年3月27日購入)

②建築物

・市ノ瀬ビジターセンター

整備年度 平成9年～11年

規模 RC造 一部二階建て 442.6㎡

5 南部白山管理計画区
 (1) 管理計画区の概況

範 囲	福井県大野市、勝山市、岐阜県郡上市及び高山市の各一部	
面 積	約8,700ha (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 計 画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	
利 用 計 画	1 道路(車道) 小池線、石徹白線 2 道路(歩道) 白山南山稜線、平泉寺経ヶ岳線、経ヶ岳三ノ峰線、鳩ヶ湯赤兎山線、小池杉峠線、小池刈込池周回線、大日ヶ岳銚子ヶ峰線 3 単独施設 園地 石徹白、鳩ヶ湯、平泉寺、小池、石徹白口 宿舎 鳩ヶ湯 野営場 小池 駐車場 小池	
自 然 の 概 要	標 高	約200m～2,399m
	地形・地質	主稜線は、御前峰から別山を経て三ノ峰、銚子ヶ峰を通り石徹白に至る。また、三ノ峰から西に分岐した稜線は、赤兎山で二分し、一方は経ヶ岳、法恩寺山に向かい、他方は大長山を経て大日山に連なる。銚子ヶ峰から南東に向かう稜線は、芦倉山、天狗山を経て大日ヶ岳に連なる。 地質は、手取層群などを基盤として、上部を第四紀の火山噴出物が覆っている。
	動 植 物	植生は、標高約1,000mまでは杉の人工林が点在し、そこから上部は、ブナ帯から亜高山帯を経て高山帯に移行している。三ノ峰、赤兎山の山頂部の一部には高山植物群落が見られる。 動物では、ブナ帯を中心にツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息する。鳥類では、ヒガラ、キビタキ等の森林性の鳥類の他、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類が生息する。
	人 文	白山信仰と深くつながる平泉寺白山神社や白山中居神社がある。平泉寺白山神社の苔や杉並木、白山中居神社周辺の杉林など優れた社叢林が見られる。また、境内にある旧玄成院庭園は国の名勝に、白山平泉寺旧境内は国の史跡に、石徹白大杉は国の特別天然記念物に指定されている。
利 用 の	主要拠点の年間利用状況	平泉寺：約20万人 小池地区：約1万人 三ノ峰・赤兎山：約0.6万人 石徹白地区：約1.4万人
	主な利用期間	5月～11月(平泉寺白山神社、白山中居神社は通年)

概要	利用施設	道路（車道）事業、道路（歩道）事業、宿舍事業、野営場事業、園地事業、駐車場事業、避難小屋（歩道付帯施設）
----	------	--

(2) 管理方針

白山信仰に関わる歴史的な遺構、建造物及びその社叢林等の周辺環境並びに古道を適切に保全するとともに、赤兎山の湿原、刈込池、周辺のブナ原生林等については比較的容易に自然体験が可能な地区としての充実を図るため、以下を管理の基本方針とする。

1) 保護に関する方針

- ① 赤兎山の湿原植生、高山植物及び刈込池周辺の原生的な森林を保護するため、歩道の明確化を図り、歩道等の施設以外への利用者の立ち入りを制限する。
- ② 白山信仰に関わる歴史的な遺構、建造物及びその社叢林並びに古道沿線については、現状の風致を保全するように努める。
- ③ 希少な高山植物をはじめ、白山国立公園の自然環境に関する情報収集に努めるとともに、生態系保全のために必要な調査の実施について検討する。
- ④ 登山口、登山道沿線等において、オオバコ、セイヨウタンポポ等の外来植物の侵入が著しいことから、外来植物対策について検討し、実施する。
- ⑤ 展望機能を有する利用施設にあっては、展望機能を損なわないよう適切な維持管理を行う。

2) 利用に関する方針

- ① 福井県自然保護センターを中心に環境教育の推進を図る。
- ② 赤兎山及び刈込池周辺については、日帰り利用でき、気軽に白山の自然を体験できる自然探勝の場として、適切な整備を進める。
- ③ 白山信仰に関わる歴史的な遺構及び建造物並びに古道については、解説板等により、歴史、文化と一体となった風致景観への理解が深まるようにする。

(3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1) 保全対象及び保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行う。

保全対象	概要	保全方針
野生動物	ニホンカモシカ、ツキノワグマ等大型哺乳類 イヌワシ、クマタカ等猛禽類	自然度が高く多様性に富む広い生息域を必要とする大型哺乳類や猛禽類を保全するため、多様な野生動物の好適な生息地となっている森林環境を維持するよう努める。
	ベニヒカゲ、カオジロトンボ等高山、亜高山性昆虫	孤立分布する高山、亜高山性昆虫の生息状況を把握し、環境に与える人為的な影響を極力抑え、生息環境の保全に努める。
お花畑	高山植物群落、湿地性植物群落 [1特、2特]	別山や三ノ峰の高山植物群落及び赤兎山や刈込池の湿地性植物群落の生育環境の保全に努める。 利用に当たっては、登山道等利用施設外へ立ち入らないようにするなど、必要な対策を検討する。
ブナ樹林帯	標高約800m～約1,400mに係る山麓 [特保、1特、2特、3特]	白山国立公園を代表する風致景観であるブナ林の保全に努める。

2) 主要展望地点及び展望対象

代表的な展望地点と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行う。

主要展望地点	主要展望対象	保全方針
刈込池	湿地性植物群落 ブナ原生林	刈込池を周回する歩道が整備されており、雪解け後の湿地性植物群落や秋の紅葉などシーズンを通して楽しめる好展望地として、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。
三ノ峰 赤兎山	登山道沿線から望む白山主峰群の展望	登山道沿線から白山主峰群を望む好展望地として、展望機能の維持に努めるとともに、工事に当たっては周辺環境との調和を図る。

(4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401003号自然環境局長通知）及び「別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか、下表の取扱によって運用する。ただし、下表に掲げる事業については、これらに加え、事業ごとに個別の取扱方針を定め、これを適用する。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	石徹白線	①基本方針 道路終点には国指定特別天然記念物「石徹白大杉」がある。白山南山稜線道路(歩道)の登山起点に当たり、利用者が増加している。利用者の安全と風致景観に配慮した必要最小限の整備を行う。
2 園地	石徹白	①基本方針 銚子ヶ峰及び三ノ峰への登山口であり、また、石徹白大杉探勝の拠点として、近年利用者が増加している。利用者の利便性を向上させるため、周辺環境の維持に努めつつ休憩園地としての充実を図る。
	平泉寺	①基本方針 杉並木や苔の美しさで知られ、幅広く多数の利用がある。旧参道等の周辺環境を保持し既存施設の維持管理を行うとともに、平泉寺地区の歴史等の解説板の充実を図る。
3 野営場	小池	①基本方針 自然とのふれあい、野外レクリエーションの場として、施設の充実又は改善を図る。
4 駐車場	小池	①基本方針 三ノ峰等への登山口、また、刈込池探勝のための駐車場とする。 ②付帯施設の取扱い 公衆便所の改修等、施設の充実又は改善を図る。

2) 許可・届出等取扱方針

「第2 管理の基本的方針、3 北部白山管理計画区、(4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、2) 許可・届出等取扱方針」と同様に取扱う。

(5) 地域の開発、整備に関する事項

「第2 管理の基本的方針、3 北部白山管理計画区、(5) 地域の開発、整備に関する事項」と同様に取扱う。

別表：各管理計画区共通公園事業取扱方針

事業の種類	取扱方針
1 道路（車道）	<p>①基本方針 道路通行の安全確保に必要な施設及び必要最小限の付帯施設以外は認めない。 工事に当たっては、支障木の伐採や土工量を必要最小限にとどめる。 野生動物の移動に支障となる構造にならないように配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 主要な展望地点には、必要最小限の駐車帯、案内板、解説板等の整備を行う。 イ 車両用防護柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむを得ずガードレールを用いる場合は、こげ茶色、暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>③法面処理方法 モルタル吹き付けは、道路の安全確保上代替工法がない場合に限り認める。 緑化可能な法面は極力緑化に努めることとし、原則として白山地域に自然に分布する種を使用する。ただし、自然に分布する種による緑化が困難である場合は、周辺植生への影響に配慮しながら他の緑化方法を採用する。ロックネット及びロックフェンスの色彩は、こげ茶色、暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。 擁壁は、利用者から望見される部分については原則として自然石積み又は自然石張りとする。やむを得ず、自然石を模したブロック又は自然石積みを模した型枠を使用する場合、自然石を模した着色とし、擁壁の小口部分も同様の仕上げとするか、小口面を見せないよう配慮する。また、やむを得ず、法枠工を使用する場合、法枠内は緑化基盤材の吹き付けによって現地植生の種子を待ち受ける工法とし、種子や苗の植生による緑化は行わない。</p> <p>④残土処理方法 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。ただし、自然公園法の許可、認可等を受けた行為に用いる場合はこの限りでない。また、やむを得ず国立公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合しないものは認めない。 ア 風致上及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。 イ 土砂を流失又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。 ウ 処理跡地は、原則として白山地域に自然に分布する植物種による植栽を行う。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。</p> <p>⑤修景緑化方法 ア 景観上重要な樹木及び貴重な植物群落は、そのまま保存する。ただし、部分的にやむを得ず現場で保存できない場合には、移植の方法を検討し、保存策を講じる。その他の支障木についても、移植可能なものは、できるだけ移植する。 イ 種子吹付の場合は、原則として白山地域に自然に分布する種を使用する。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。 ウ 工作物等の隠蔽のため等、修景植栽を行う場合は、現地で生産された苗木を用いる。</p>

	<p>⑥管理方針 事業執行者が主体的に、巡視、施設の点検、清掃、危険箇所の点検等、必要な管理を行う。</p> <p>⑦その他 事業執行者が主体的に巡視を励行し、予想される危険箇所の点検を行うとともに、利用者に対して危険性の周知、植生の保護、ごみ持ち帰り等の指導又は啓発を図る。 毎年、冬期間の通行止めを解除し供用開始する前及び必要に応じて、事業執行者が点検を行い安全確認する。</p>
2 道路（歩道）	<p>①基本方針 登山道として整備する歩道では、自然環境に配慮しつつ、安全性を確保した整備を基本とし、探勝歩道として整備する歩道では、安全性の確保、利用の快適性の向上及び利用による周辺環境への影響の防止のため、周辺の自然環境の保全に留意した整備を基本とする。 高山植物群落生育地や湿原地帯では、植生の保全を図るため、木道化等及びルートの明確化を図る。 付帯施設については、適切な施設の改善と維持管理を行う。</p> <p>②構造、材料 ア 歩道の整備を行う場合には、可能な限り木材、石材等自然材料を用いるものであること。 イ 幅員及び設置する構造物は、必要最小限とする。</p> <p>③付帯施設の取扱い ア 休憩所・避難小屋 ア) 基本方針 周囲の自然環境と調和する簡素なものとし、規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。 イ) デザイン、色彩、材料 「4 宿舎」の取扱いによる。 ウ) その他 し尿処理は、周辺の自然環境に負荷の少ない方法を用いる。 イ 指導標識、案内板等 ア) 基本方針 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめ、同一目的を持つものは統合して設置する。また、主要展望地点、公園事業道路等からの景観に留意するとともに適切な維持管理を行う。 イ) デザイン、色彩、材料 デザイン、規格を統一し、木材、石材等の自然材料を用いた構造とする。ただし、耐雪性の確保など気象や土地の条件からこれによりがたい場合はこの限りでない。また、文字の色は表示面の色に応じ白色又は黒色とするが、白色又は黒色以外に周辺の風致景観になじむ場合はこの限りではない。 ウ) その他 ごみ箱は設置しない。</p> <p>④管理方法 事業執行者が主体的に、巡視、施設の点検、清掃、危険箇所の点検等、必要な管理を行う。</p> <p>⑤その他 事業執行者が主体的に巡視を励行し、予想される危険箇所の点検を行うとともに、利用者に対して危険性の周知、植生の保護、ごみ持ち帰り等の指導、啓発を図る。 下草刈、不陸整正等、常に適切な維持管理行為を行い、適正な利</p>

	用の推進を図る。
3 園地	<p>①基本方針 自然探勝、散策、風景鑑賞等自然とのふれあいが増進されるように各地区の特性に応じた園地施設の整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。 イ 休憩所、展望施設、公衆便所及び駐車場については「4 宿舎」に準ずる。 ウ 指導標識、案内板等については「2 道路（歩道）②イ」に準ずる。</p> <p>③管理方針 ア 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理を行い快適で安全な利用環境を維持するよう努める。 イ 危険箇所及び自然環境の保全上必要な場所には防護柵、注意標識等を設置し利用上の安全性の確保及び自然環境の保全を図る。</p>
4 宿舎	<p>①基本方針 周囲の自然環境と調和する簡素なものとし、地区全体として統一のとれた色調やデザインとなるよう指導する。 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。</p> <p>②施設の規模 主要展望地点から展望上支障が少なく、周辺の景観と調和のとれた高さとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根のデザインは、切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れを除く。）とする。ただし、ごく小規模な物置等で風致又は景観上支障がない場合はこの限りでない。屋根の色彩はこげ茶色とする。 外壁には、木材、石材等の自然材料（素材色）を使用し、彩色する場合は茶色系又は灰色系とする。 ただし、耐雪性の確保等から、上記によりがたい場合はこの限りでない。</p> <p>④付帯施設の取扱い 排水処理施設を付帯させることとし、放流先の環境に影響を与えることのないよう適切に維持管理を行う。 駐車場は、風致景観上支障のない箇所を選定し、施設の収容力に応じた適正な規模とする。</p> <p>⑤修景緑化方法 施設の周囲は、原則として白山地域に自然に分布する植物種を使用する。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。</p>
5 野営場	<p>①基本方針 各地区の自然特性を生かし、国立公園内の野営場として、相応しい利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図る。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 付帯施設の規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。 イ 管理棟、炊事棟、便所等の建築物の構造材は木材等の自然材料とする他、「4 宿舎」に準ずる。</p>

	<p>ウ 野営場以外への立ち入りにより、動植物の損傷、周辺植生の裸地化及び利用者への危険のおそれがある場合は制札、立入禁止柵の設置等、適切な措置を講じる。</p> <p>エ 指導標識、案内板等については「2 道路（歩道）②イ」に準ずる。</p> <p>③樹木の保存、修景方法 快適な緑陰を確保するために、高木の保存を図る。また適正な利用に必要な空間を確保するために必要な範囲で小径木の刈り払いを行う。</p> <p>④管理運営方法 ア 野営場利用者に“ごみ持ち帰り”の指導を行う。 イ 事業執行者は、利用者が安全、かつ快適に利用できるよう、清掃、草刈り、施設の点検等を行う。</p>
<p>6 博物展示施設</p>	<p>①基本方針 周囲の自然環境と調和する簡素なものとし、地区全体として統一のとれた色調やデザインとなるよう指導する。 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。</p> <p>②施設の規模 主要展望地点から展望上支障が少なく、周辺の景観と調和のとれた規模及び高さとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 「4 宿舎」に準ずる。</p>
<p>7 排水施設</p>	<p>①基本方針 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。</p>
<p>8 駐車場</p>	<p>①基本方針 規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 付帯施設の規模は設置目的を達成する範囲内で最小限にとどめる。 イ 便所等の建築物の構造材は木材等の自然材料とする他、「4 宿舎」に準ずる。 ウ 駐車場以外への立ち入りにより、動植物の損傷、周辺植生の裸地化及び利用者への危険のおそれがある場合は制札、立入禁止柵の設置等、適切な措置を講じる。 エ 指導標識、案内板等については「2 道路（歩道）②イ」に準ずる。</p>

第3 適正な公園利用の推進に関する事項

1 基本方針

古くから信仰登山が盛んであった。現在でも登山利用が利用形態の重要な位置を占めている。しかし、白山主峰への利用集中による高山植生への影響等の弊害が生じていたため、ヤナギ等の河畔林や湿原のある山麓部の豊かな自然環境を十分活用した歩道、園地等を整備し、公園利用を分散することを目的の一つとしたみどりのダイヤモンド事業が実施された。こうした成果を活かしながら、今後、増加が予想される高齢者及び普段自然環境に接する機会が少ない子ども達を含めた様々な利用者に対して、高山植生、森林、野生生物等の自然環境、温泉、歴史的な建造物等の多様な資源を活用した自然とのふれあいの推進を図る。

国立公園の保全は、国民一人一人が豊かな自然を後世に残そうという意識を持つことが必要であることから、公園利用者のみならず広く国民に対し理解と協力を得るため、国立公園の保全の必要性と適正な利用について普及啓発を図る。

2 自然解説に関する事項

(1) 市ノ瀬地区

白山中部地域における利用拠点として、集団施設地区（園地、野営場、自然探勝路及びビジターセンター）が整備されており、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、これらを利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(2) 大白川地区

周囲は優れた自然林に囲まれ、登山及び探勝利用が多く、園地及び野営場が整備されており、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、これらを利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(3) 白山山上地区

白山室堂ビジターセンター及び南竜ヶ馬場ビジターセンターを活動拠点とし、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、これらを利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(4) 中宮温泉地区

白山北部地域における利用拠点として、集団施設地区（園地、野営場、自然探勝路及びビジターセンター）が整備されており、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、これらを利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(5) 桂地区

桂湖ビジターセンターを活動拠点とし、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、湖面でのカヌー体験なども活用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(6) 小池・刈込池地区

白山南部地域における利用拠点として、園地、自然探勝路等が整備されており、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、これらを利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

(7) 石徹白地区

白山南部地域における利用拠点として、園地、自然探勝路等が整備されている。関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て、天然記念物の石徹白大杉や歴史的文化遺産を活用した自然・歴史探訪、これらの資源を利用した自然解説活動及び自然保護思想の普及啓発活動の充実を図る。

3 エコツーリズムに関する事項

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方である。エコツアーは、この考え方を実践するための手法であり、環境保全、観光振興、地域振興等の効果が期待される。国立公園においてもエコツーリズムの推進を積極的に図っているが、本公園の地域資源、利用特性、将来の利用のあり方等、利用と保全の両立を考えることが重要である。

地域の自然や文化に対する知識や経験の案内（ガイドンス）と、地域の自然や文化の保全・維持するための取組（ルール）を地域住民、団体、行政等一体となって、白山地域におけるエコツーリズムの考え方（進め方）を整理する必要がある。

また、整理されたエコツアーリズムの考え方を地域の方が理解・実践できるように周知・誘導を図りその定着に向けた取組を行うよう努める。

4 人材育成に関する事項

(1) 自然公園指導員

自然公園指導員は、国立公園等において自然保護官等と連携しながら、公園利用のルール・マナーの徹底、自然解説活動、事故防止及び情報の提供を行うもので、環境省自然環境局長の委嘱により活動している。

今後、活動の充実を図るため、環境省、関係県及び自然公園指導員相互の情報交換及び意見交換のための場、研修会等を定期的で開催し、白山国立公園における各種取り組みや他の活動団体の状況についての情報を共有し、積極的な活動の推進を図る。

(2) パークボランティア

パークボランティアは、自然保護官をサポートし、国立公園の自然を守り、公園を訪れる利用者が自然とふれあい、親しめるような案内等を行い、それらの活動を通じて自然保護思想の普及を図るため、環境省地方環境事務所長が登録認定を行っているものである。本公園においては、市ノ瀬ビジターセンターを活動拠点として、白山国立公園パークボランティアが組織されている。「白山国立公園パークボランティア活動運営基本計画」に基づき活動を実施し、白山国立公園で行われている自然解説活動のサポートの他に、自然情報の収集及び発信、美化清掃並びに利用施設の軽微な維持管理作業を行っている。

今後、活動の充実を図るため、パークボランティアの増員を図るとともに、研修会等を通して自然解説等の技術の向上を図る。

(3) その他の活動団体との連携

白山地域を活動フィールドとしている、白山自然ガイドボランティアや石川県自然解説員研究会等のボランティア団体、自然保護団体等と連携を図り、自然とのふれあい活動等を通じて公園を訪れる利用者に自然保護思想の普及を図る。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 利用の規制

1) 野営の規制

植生及び利用環境の保全並びに利用者の安全確保のため、定められた野営指定地以外での野営を禁止するよう指導する。

2) 野生動植物保護のための規制

貴重な動植物を保護するため、登山道等利用施設以外への立ち入りを制限するための措置を検討するとともに、利用者への指導、啓発を行う。

3) 自動車利用の適正化

市ノ瀬～別当出合間においては、白山登山の利用集中により、別当出合駐車場や道路の混雑による混乱が顕著化していたことから、安全で快適な登山利用を図ることを目的に、昭和63年度よりマイカー規制を実施している。

今後もこの措置を継続するとともに、規制期間等の情報提供に努める。また、将来自動車利用の適正化が必要となる可能性のある地域については、関係機関と連携し検討を行う。

(2) 利用者の安全対策

白山山系は、地滑りや山腹崩壊の多い軟弱な地質であり、また、日本有数の豪雪地でもあるため、土石流、雪崩等の自然災害対応については関係機関が連携して情報提供を行い、公園利用者の安全確保に努める。

また、山岳公園であることから、登山道に関する適切な情報の提供や標識整備を進め、関係機関が連携して事故防止対策の検討を行う。

1) 登山情報等の提供

関係機関、事業執行者等との連絡を密にし、危険箇所についての情報の入手に努めるとともに、ビジターセンター等を利用して最新の情報提供に努める。

2) 登山案内のネットワーク化

白山は4県にまたがり登山利用も広域にわたる。各地域において、安全かつ適切な利用の推進のため、登山情報をネットワーク化する。

6 公園利用のルールに関する事項

(1) ヘリコプター等の利用について

「国立、国定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知）の主旨にかんがみ、次のとおり取扱うものとする。

- 1) ヘリコプターの離発着は、山小屋（公園事業宿舎）の荷揚げ、ごみ運搬、遭難救助等、公益上の必要性が十分に認められるもの、自然公園法の許可等を受けた行為に必要な行為以外は実施しない。
- 2) ヘリコプター、小型飛行機等による公園内の離発着を伴わない上空遊覧飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、猛禽類の繁殖等に悪影響を与えるおそれが強いうえ、他の動物においても同様の悪影響も考えられる。また、騒音、視覚的、利用者の安全面等からも、当地区においては公園の利用形態として不適當であり実施しない。

(2) ペット類の持ち込みについて

ペット類は、登山道周辺に生息、生育する動植物に悪影響を与えるおそれがあり、また、登山者へ不快の念を与える場合もあることから、持ち込まないよう指導する。

(3) テレビ等のロケについて

高山帯における取材や番組制作のロケーションを行う場合には、事前に関係機関に連絡し、公園利用者に迷惑となる行為、歩道外への踏み荒らし等がないよう指導する。

(4) その他、新たな利用形態への対応について

自転車での歩道や園地等の公園利用施設への乗り入れについては、施設の損傷ばかりでなく、公園利用者への迷惑や植生への影響を与えるおそれがあるため、行わないよう指導する。

なお、自然環境等への影響を及ぼす新たな利用形態が発生した場合には、関係機関と協議し適切に対応する。

第4 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃等

- (1) 施設周辺等日常的に収集整理される場所以外でのごみ箱の設置は行わない。
- (2) 利用者に対して“ごみ持ち帰り”の指導を行う。
- (3) 地元自治体、地域住民、パークボランティア、(財)白山観光協会等による清掃活動を実施している。また、石徹白地区においては「石徹白白山清掃登山」として、白山国立公園内の自然環境の保護と伝統的な「白山道刈り」の保存伝承を行っている他、地元住民が登山道の草刈りを実施している地域もある。
こうした活動を今後も継続して実施する。

2 修景緑化

- (1) 道路法面、崩壊地等の各種緑化（森林施業を除く。）には、原則として白山地域に自然に分布する種を使用する。ただし、防災上の目的等のやむを得ない理由がある場合には、周辺植生への影響に配慮しながら白山地域に自然に分布する種以外を用いることができる。
- (2) 開発行為に伴いやむを得ず植物の生育に支障を及ぼす場合には、移植、復元を行う。ただし、地形が急峻である、あるいは表土が薄い等施工場所の条件により植物の移植等ができない場合はこの限りでない。
- (3) 開発行為に伴いやむを得ず土石の掘削等が生じる場合には、既存表土は移植、復元等の植生工事に使用する。ただし、地形が急峻である、あるいは表土が薄い等施工場所の条件により表土の保存等ができない場合はこの限りでない。
- (4) 景観上重要な樹木、貴重な植物群落は、そのまま保存する。ただし、部分的←にやむを得ず保存ができない場合には、移植等の方法を検討する。

第5. その他

1. 指定植物一覧

特別地域において採取若しくは損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
オシダ	オクヤマワラビ、カラフトメンマ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	シナノナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む。）、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、イワツメクサ
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、ホソバトリカブト、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ、（エンコウソウを含む。）、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、モミジカラマツ、シナノキンバイ
メギ	サンカヨウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	カントウカンアオイ（カンアオイ）
オトギリソウ	イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
アブラナ	ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）
ベンケイソウ	イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ヤワタソウ、エゾスグリ、シコタンソウ、クロクモソウ、フユユキノシタ
バラ	チョウノスケソウ、シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、カライトソウ（ユキクラトウウチソウを含む。）、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）

マメ	タイツリオオギ、シロウマオオギ、イワオオギ、オヤマノエンドウ
フウロソウ	ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマスマレ
アカバナ	アシボソアカバナ、ミヤマアカバナ、シロウマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、イブキゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ (オニカサモチ)、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ (オオツガザクラ)、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、オオサクラソウ、ユキワリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、タテヤマリンドウ、シロウマリンドウ (タカネリンドウ)、イワイチョウ
シソ	タテヤマウツボグサ、アキギリ (オオアキギリ)、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ヨツバシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク
オミナエシ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ
キク	タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、アサギリソウ、タカネヨモギ、カニコウモリ、イワインチン (オオイワインチン)、イワギク、タテヤマアザミ、オニオオノアザミ、カガノアザミ、ハクサンアザミ、フジアザミ、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、オタカラコウ、

	クロトウヒレン、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、イワギボウシ、クルマユリ、キヌガサソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ヒメイワショウブ、エンレイソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む。）
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
イグサ	ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、クモマスズメノヒエ
イネ	エゾヌカボ、タカネコウボウ、チイサンウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ミヤマアワガエリ、ハクサンイチゴツナギ、ミヤマイチゴツナギ（タカネイチゴツナギ）
サトイモ	ミズバショウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ヒラギシスゲ、ヒメカワズスゲ、ハクサンスゲ、イトキンスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、アシボソスゲ（シロウマスゲ）、イワスゲ、クモマシバスゲ、ミヤマホタルイ
ラン	イワチドリ、ホテイヤツモリソウ、キバナノアツモリソウ、セッコク、コイチョウラン、オニノヤガラ、テガタチドリ（チドリソウ）、フタバラン（コフタバラン）、フウラン、サカネラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、ウチョウラン、ニョホウチドリ、タカネトンボ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、トキソウ、トンボソウ、ショウキラン

2. 特定外来生物（植物）及び要注意外来生物（植物）一覧

(1) 特定外来生物（植物）

- | | | |
|---------------|----------|-------------|
| ■オオキンケイギク | ■ミズヒマワリ | ■オオハンゴンソウ |
| ■ナルトサワギク | ■オオカワヂシャ | ■ナガエツルノゲイトウ |
| ■ブラジルチドメグサ | ■アレチウリ | ■オオフサモ |
| ■スバルティナ・アングリカ | ■ボタンウキクサ | ■アブラ・クリスタータ |

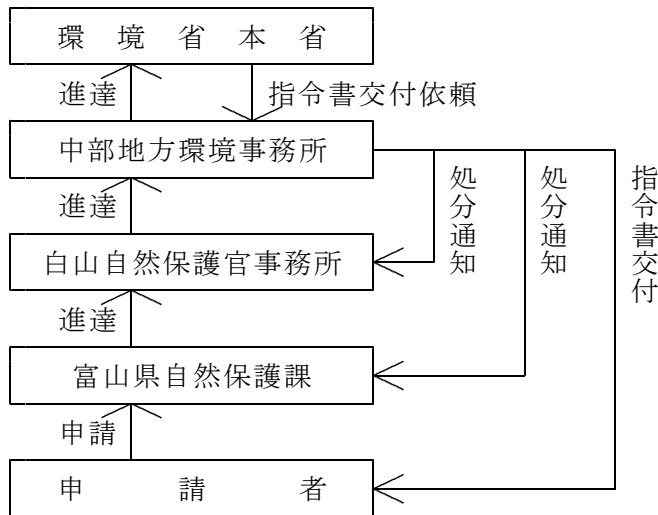
(2) 要注意外来生物リスト（植物）

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ■オオカナダモ | ■コカナダモ | ■ホテイアオイ |
| ■セイタカアワダチソウ | ■オオブタクサ | ■オオサンショウモ |
| ■ハゴロモモ | ■アメリカミズユキノシタ | ■オトメアゼナ |
| ■ハナガガブタ | ■ナガバオモダカ | ■キショウブ |
| ■チョウセンアサガオ属 | ■ムラサキカタバミ | ■ネバリノギク |
| ■タチアワユキセンダングサ | ■ハルジオン | ■オオアワダチソウ |
| ■ヒメジョオン | ■ノハカタカラクサ | ■ククイモ |
| ■外来タンポポ種群 | ■オランダガラシ | ■ハリビユ |
| ■イチビ | ■エゾノギシギシ | ■ハルザキヤマガラシ |
| ■ドクニンジン | ■メマツヨイグサ | ■コマツヨイグサ |
| ■ワルナスビ | ■ヤセウツボ | ■ヘラオオバコ |
| ■アメリカネナシカズラ | ■セイヨウヒルガオ | ■オオフタバムグラ |
| ■アメリカオニアザミ | ■カミツレモドキ | ■ブタクサ |
| ■ブタナ | ■オオオナモミ | ■アメリカセンダングサ |
| ■コセンダングサ | ■オオアレチノギク | ■ヒメムカシヨモギ |
| ■メリケンカルカヤ | ■メリケンガヤツリ | ■シヨクヨウガヤツリ |
| ■ハリエンシダ | ■ランタナ | ■ヒマワリヒヨドリ |
| ■テリハバンジロウ | ■サンショウモドキ | ■アメリカハマグルマ |
| ■モリシマアカシア | ■セイロンマンリョウ | ■ヤツデグワ |
| ■キバナシュクシャ | ■オオバノボタン | ■カエンボク |
| ■アカキナノキ | ■アメリカクサノボタン | ■タマリクス・ラモシッシマ |
| ■リグストルム・ロブストゥム | ■カユブテ | ■ミカンア・ミクランサ |
| ■ミモザ・ピグラ | ■モレラ・ファヤ | ■オープンティア・ストリクタ |
| ■フランスカイガンショウ | ■プロソピス・グランドウロサ | ■キミノヒマラヤキイチゴ |
| ■イタチハギ | ■ギンネム | ■ハリエンジュ |
| ■トウネズミモチ | ■ハイイロヨモギ | ■シナダレスズメガヤ |
| ■オニウシノケグサ | ■カモガヤ | ■シバムギ |
| ■ネズミムギ・ホソムギ | ■キシユウスズメノヒエ | ■オオアワガエリ |

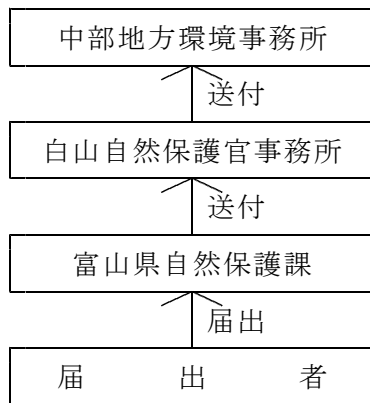
3. 申請書等の経由ルート

(1) 富山県

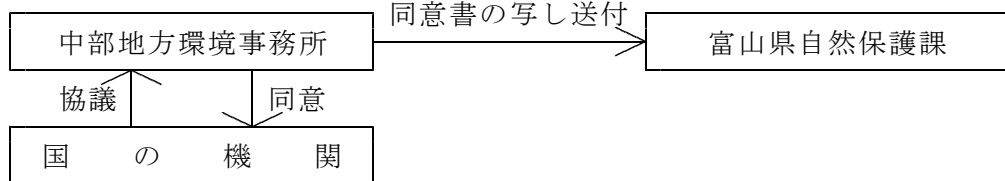
1) 申請



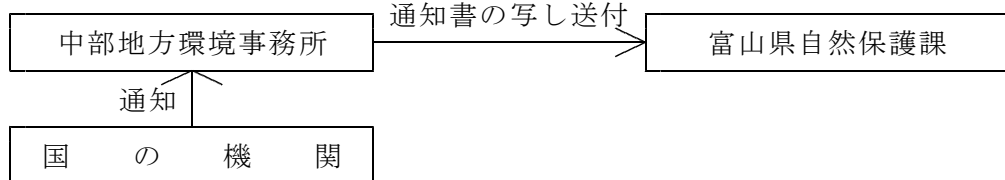
2) 届出



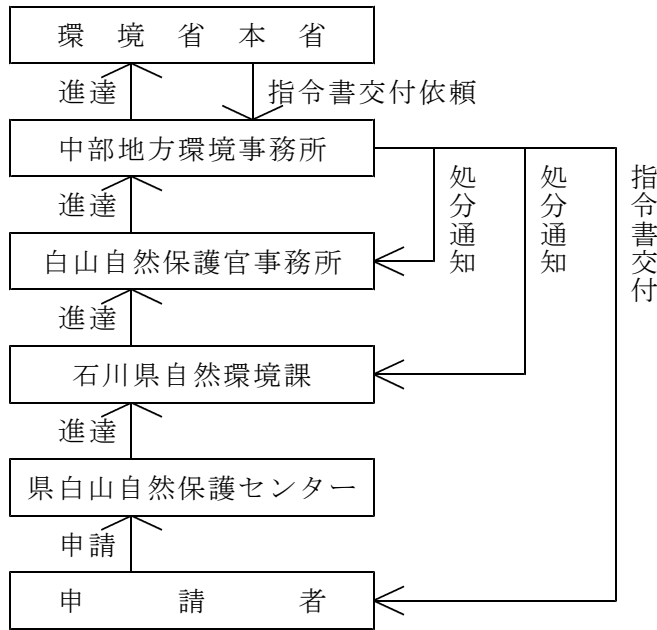
3) 国の機関による協議



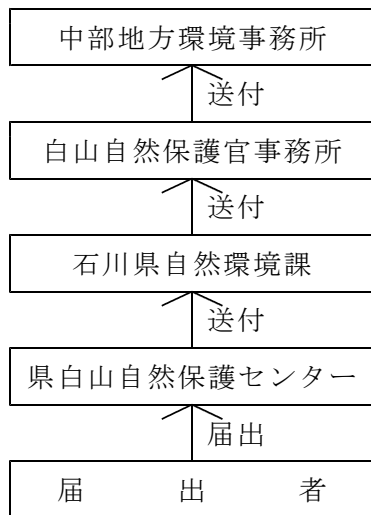
4) 国の機関による通知



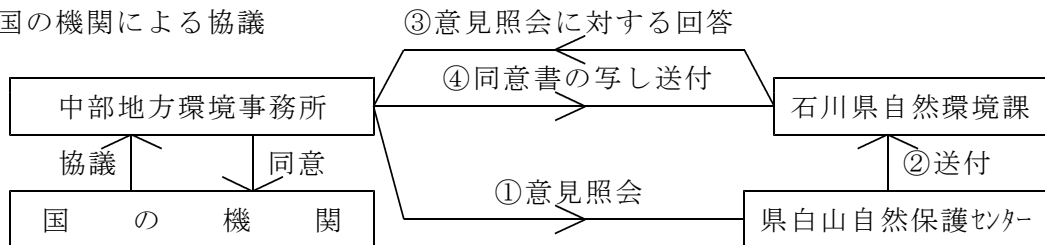
(2) 石川県
1) 申請



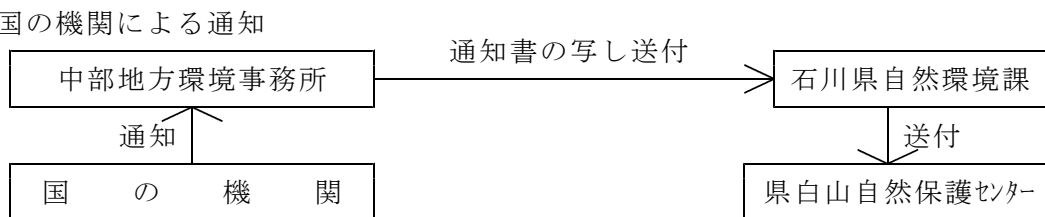
2) 届出



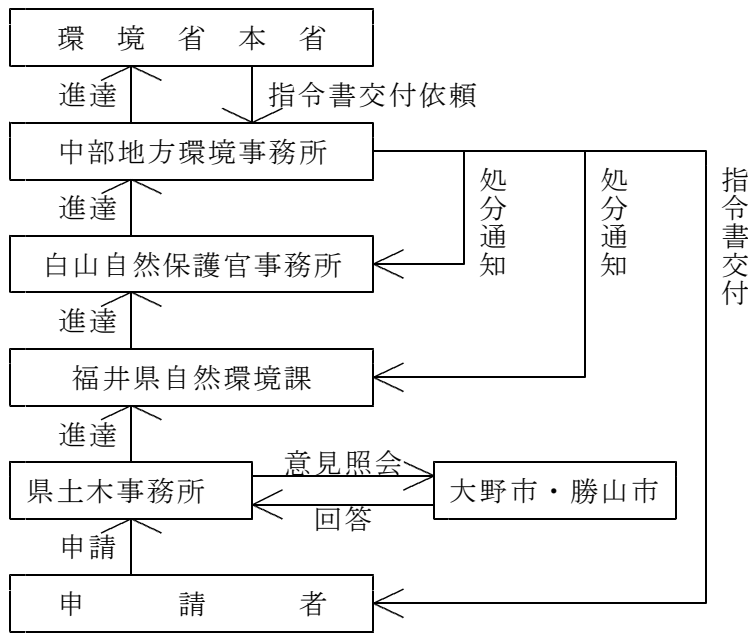
3) 国の機関による協議



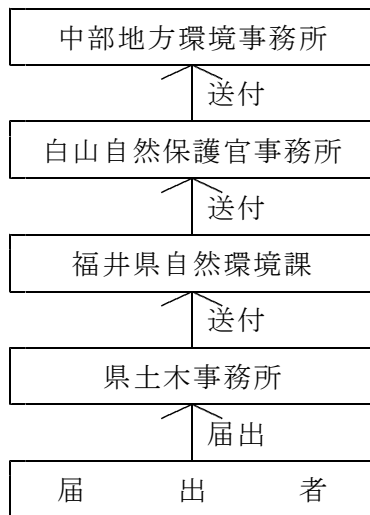
4) 国の機関による通知



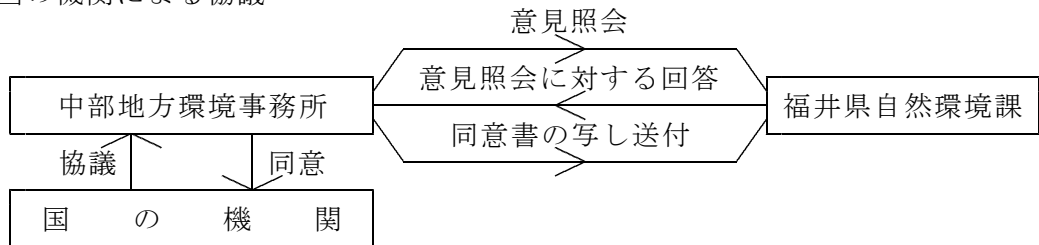
(3) 福井県
1) 申請



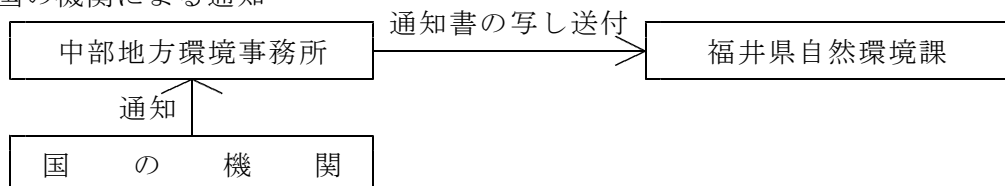
2) 届出



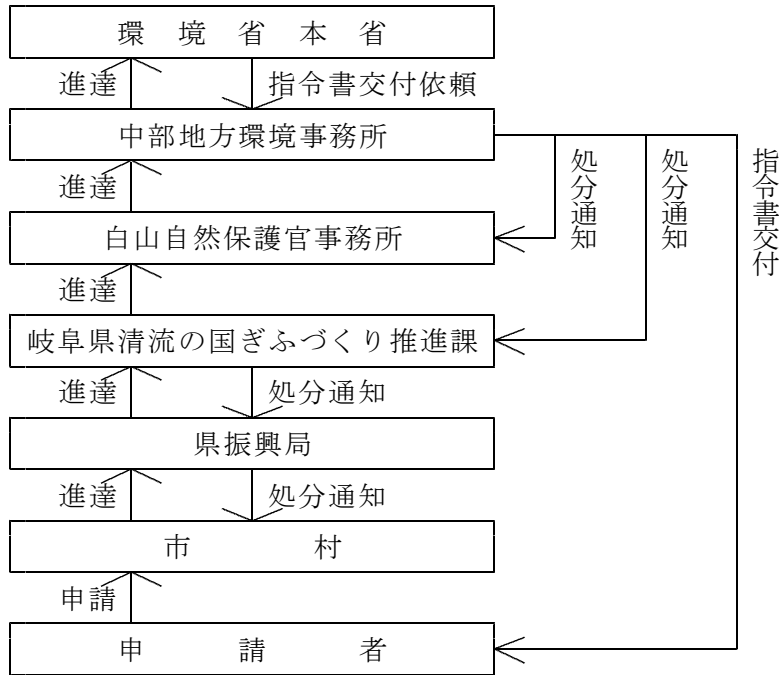
3) 国の機関による協議



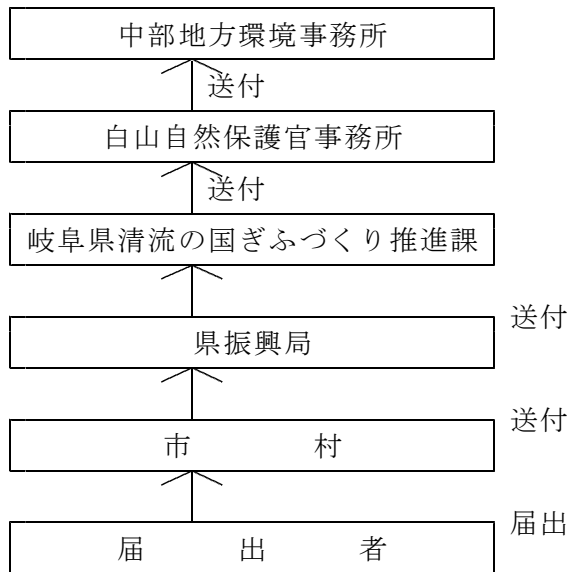
4) 国の機関による通知



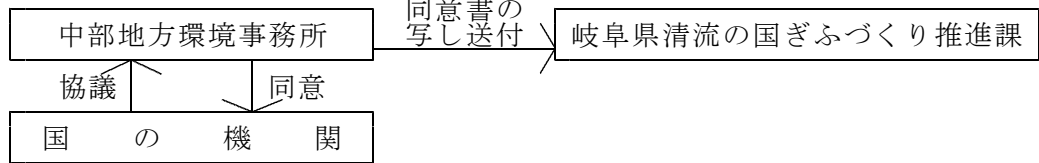
(4) 岐阜県
1) 申請



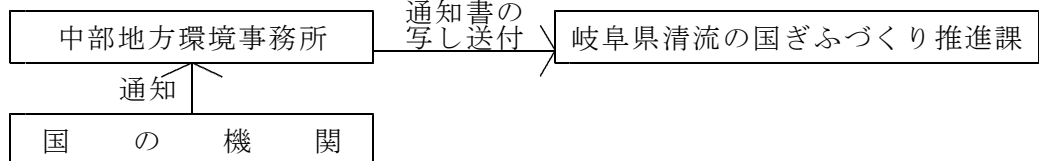
2) 届出



3) 国の機関による協議



4) 国の機関による通知



4. 公園事業決定一覽

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日及び番号
【保護施設】			
別当出合大汝峰 植生復元施設	石川県白山市	区域面積 4.5ha	H7.12.22 環境庁告示第94号
【集団施設地区】			
中宮温泉	園地	石川県白山市	区域面積 119.8ha S62.8.14 環境庁告示第34号
	宿舎	石川県白山市	区域面積 15.1ha 最大宿泊者数 500人/日 S62.8.14 環境庁告示第34号
	野営場	石川県白山市	区域面積 21.1ha 最大宿泊者数 110人/日 S62.2.19 環境庁告示第3号
	博物展示施設	石川県白山市	区域面積 7,200㎡ S60.9.5 環境庁告示第42号
市ノ瀬	園地	石川県白山市	区域面積 10.1ha S62.8.14 環境庁告示第34号
	宿舎	石川県白山市	区域面積 0.7ha 最大宿泊者数 180人/日 H10.8.31 環境庁告示第59号
	野営場	石川県白山市	区域面積 1.9ha 最大宿泊者数 200人/日 S59.8.17 環境庁告示第39号
	博物展示施設	石川県白山市	区域面積 0.1ha H7.12.11 環境庁告示第94号
【単独施設】			
桂園地	富山県南砺市	区域面積 24ha	H21.10.28 環境省告示第59号
三方岩岳園地	岐阜県大野郡白川村	区域面積 約1ha	S53.9.5 環境庁告示第53号
瓢箪谷上園地	石川県白山市	区域面積 30ha	S63.5.18 環境庁告示第12号
瓢箪谷下園地	石川県白山市	区域面積 1,200㎡	S58.7.29 環境庁告示第42号
蛇谷園地	石川県白山市	区域面積 1.0ha	S62.8.14 環境庁告示第34号
新岩間温泉園地	石川県白山市	区域面積 2,000㎡	S62.8.14 環境庁告示第34号
新岩間温泉宿舎	石川県白山市	区域面積 5,000㎡ 最大宿泊者数 200人/日	S62.8.14 環境庁告示第34号
岩間温泉園地	石川県白山市	区域面積 1.0ha	S62.8.14 環境庁告示第34号
大白川野営場	岐阜県大野郡白川村	区域面積 5.0ha 最大宿泊者数 200人/日	S62.8.14 環境庁告示第34号
大白川宿舎	岐阜県大野郡白川村	区域面積 0.2ha 最大宿泊者数 80人/日	H9.9.18 環境庁告示第43号

大白川園地	岐阜県大野郡白川村	区域面積	16ha	S62.8.14 環境庁告示第34号
白山室堂宿舎	石川県白山市	区域面積 最大宿泊者数	2,000m ² 800人/日	S62.8.14 環境庁告示第34号
白山室堂園地	石川県白山市	区域面積	135ha	H9.2.18 環境庁告示第8号
南竜ヶ馬場野営場	石川県白山市	区域面積 最大宿泊者数	10ha 200人/日	S62.8.14 環境庁告示第34号
南竜ヶ馬場宿舎	石川県白山市	区域面積 最大宿泊者数	3,000m ² 200人/日	S62.8.14 環境庁告示第34号
南竜ヶ馬場排水施設	石川県白山市	排水処理施設	34.0m ³ /日	H16.7.30 環境省告示第47号
石徹白園地	岐阜県郡上市	区域面積	0.2ha	H6.8.16 環境庁告示第53号
平泉寺園地	福井県勝山市	区域面積	1,000m ²	S62.8.14 環境庁告示第34号
別当出合園地	石川県白山市	区域面積	6.0ha	H7.8.21 環境庁告示第60号
小池野営場	福井県大野市	区域面積 最大宿泊者数	5.0ha 250人/日	H7.8.21 環境庁告示第61号
小池駐車場	福井県大野市	区域面積	1.0ha	S62.8.14 環境庁告示第34号
白山室堂博物展示施設	石川県白山市	区域面積	0.2ha	H11.2.2 環境庁告示第12号
根倉谷園地	石川県白山市	区域面積	8.0ha	H7.12.22 環境庁告示第94号
岩屋俣谷園地	石川県白山市	区域面積	500ha	H8.7.31 環境庁告示第48号
桂野営場	富山県南砺市	区域面積 最大宿泊者数	1.0ha 200人/日	H21.10.28 環境省告示第57号
桂博物展示施設	富山県南砺市	区域面積	0.6ha	H21.10.28 環境省告示第57号
【道路（車道）】				
尾口白川線	起点 石川県白山市（国立公園境界） 終点 石川県白山市（中宮温泉） 終点 岐阜県大野郡白川村（国立公園境界）	路線距離 幅員	22.5km 6.5m	S62.8.14 環境庁告示第34号
新岩間温泉線	起点 石川県白山市（尾添・国立公園境界） 終点 石川県白山市（新岩間温泉）	路線距離 幅員	4.0km 5.5m	H21.10.28 環境省告示第59号
市ノ瀬線	起点 石川県白山市（国立公園境界） 終点 石川県白山市（別当出合） 終点 石川県白山市（三ツ谷）	路線距離 幅員	19km 7.0m	S62.8.14 環境庁告示第34号
大白川線	起点 岐阜県大野郡白川村（桂林谷・国立公園境界）	路線距離 幅員	12km 4.0m	H5.1.12 環境庁告示第1号

	終点	岐阜県大野郡白川村（大白川）		
石徹白線	起点 終点	岐阜県郡上市（上在所・国立公園境界） 岐阜県郡上市（石徹白大杉）	路線距離 幅員	6.5km 4.0m H7.3.2 環境庁告示第7号
【道路（歩道）】				
白山北山稜線	起点 終点	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（三方岩岳園地） 石川県白山市（ゴマ平・歩道合流点）	路線距離	13km H21.10.28 環境省告示第59号
桂大笠山ブナオ峠線	起点 終点	富山県南砺市（桂） 富山県南砺市（ブナオ峠・国立公園境界）	路線距離	15km H21.10.28 環境省告示第59号
新岩間道線	起点 終点	石川県白山市（新岩間温泉） 石川県白山市（大汝峰・歩道合流点）	路線距離	15km H21.10.28 環境省告示第59号
新岩間温泉小桜平線	起点 終点	石川県白山市（新岩間温泉） 石川県白山市（小桜平・歩道合流点）	路線距離	8.0km H21.10.28 環境省告示第59号
噴泉塔線	起点 終点	石川県白山市（岩間温泉園地） 石川県白山市（岩間噴泉塔群）	路線距離	2.0km H21.10.28 環境省告示第59号
中宮道線	起点 終点	石川県白山市（中宮温泉） 石川県白山市（白山室堂）	路線距離	21km S62.8.14 環境庁告示第34号
白山釈迦岳線	起点 終点	石川県白山市（市ノ瀬） 石川県白山市（御手洗鉢平・新岩間道線道路（歩道）合流点）	路線距離	10.5km S62.8.14 環境庁告示第34号
別当出合室堂線	起点 終点	石川県白山市（別当出合） 石川県白山市（白山室堂）	路線距離	6.5km S62.8.14 環境庁告示第34号
別当出合弥陀ヶ原線	起点 終点	石川県白山市（別当出合） 石川県白山市（弥陀ヶ原）	路線距離	5.5km S62.8.14 環境庁告示第34号
高飯場南竜ヶ馬場室堂線	起点 終点	石川県白山市（高飯場） 石川県白山市（室堂平）	路線距離	3.1km H4.1.16 環境庁告示第2号
弥陀ヶ原線	起点 終点	石川県白山市（万才谷） 石川県白山市（弥陀ヶ原）	路線距離 付帯施設 展望施設 位置 石川県白山市	1.5km S62.2.19 環境庁告示第3号
白山南山稜線	起点 終点	岐阜県郡上市（石徹白） 石川県白山市（白山室堂）	路線距離	20km S62.8.14 環境庁告示第34号
白山大白川線	起点 終点	岐阜県大野郡白川村（大白川） 石川県白山市（白山室堂）	路線距離	7.0km S62.8.14 環境庁告示第34号
市ノ瀬別山線	起点 終点	石川県白山市（市ノ瀬） 石川県白山市（別山・白山南山稜線道路（歩道）合流点）	路線距離	9.0km S62.8.14 環境庁告示第34号

平泉寺経ヶ岳線	起点 終点	福井県勝山市（平泉寺） 福井県勝山市（経ヶ岳・ 経ヶ岳三ノ峰線道路（歩 道）合流点）	路線距離 11km	S62.8.14 環境庁告示第34号
経ヶ岳三ノ峰線	起点 終点	福井県大野市（国立公園 境界） 福井県大野市（三ノ峰・ 白山南山稜線道路（歩道） 合流点）	路線距離 16.5km	S62.8.14 環境庁告示第34号
鳩ヶ湯赤兎山線	起点 終点	福井県大野市（鳩ヶ湯） 福井県大野市（赤兎山・ 歩道合流点）	路線距離 8.0km	H21.10.28 環境省告示第59号
小池杉峠線	起点 終点	福井県大野市（小池） 福井県大野市（杉峠・経 ヶ岳三ノ峰線道路（歩道） 合流点）	路線距離 3.0km	S62.8.14 環境庁告示第34号
小池刈込池周回 線	起点 終点 終点	福井県大野市（小池） 福井県大野市（山腰跡） 福井県大野市（杉峠三ノ 峰稜線・経ヶ岳三ノ峰線 道路（歩道）合流点）	路線距離 8.0km	S62.8.14 環境庁告示第34号
加賀禅定道線	起点 終点	石川県白山市（ハライ谷 ・国立公園境界） 石川県白山市（七倉山・ 歩道合流点）	路線距離 12.0km	H21.10.28 環境省告示第59号
大日ヶ岳銚子ヶ 峰線	起点 終点	岐阜県郡上市（大日ヶ岳） 岐阜県郡上市（銚子ヶ峰 南・白山南山稜線道路 （歩道）合流点）	路線距離 15km	S62.8.14 環境庁告示第34号
市ノ瀬慶松平線	起点 終点	石川県白山市（市ノ瀬・ 歩道分岐点） 石川県白山市（慶松平・ 歩道合流点）	路線距離 4.5km	H7.12.22 環境庁告示第94号

5. 白山国立公園管理計画検討経緯

平成21年12月24日 第1回検討会
平成22年3月3日 第2回検討会
平成23年5月2日
～
パブリックコメント
平成23年5月31日

6. 白山国立公園管理計画検討会名簿

【検討会名簿案】

◎検討員 (座長) 水野 昭憲 石川県立自然史資料館館長 (動物)
(検討員) 古池 博 石川県地域植物研究会会長 (植物)
(検討員) 西田 真哉 トヨタ白川郷自然学校校長 (環境教育・エコツアー)
(検討員) 富沢 章 石川県ふれあい昆虫館館長 (昆虫 (特に蛾類))

◎関係機関 (16機関)
富山森林管理署長
飛騨森林管理署長
石川森林管理署長
福井森林管理署長
国土交通省金沢工事事務所長
富山県自然保護課長
岐阜県地球環境課長
石川県自然保護課長
福井県自然環境課長
南砺市長
白山市長
大野市長
勝山市長
郡上市長
高山市長
白川村長

◎オブザーバー
環白山保護利用管理協会
(財)白山観光協会

◎事務局
中部地方環境事務所
白山自然保護官事務所